

競争入札における予定価格の事後公表について(お知らせ)

1.競争入札における予定価格の事後公表について

岳南排水路管理組合では、建設工事等の入札において予定価格を事前公表することで、入札の透明性・公平性の確保に努めてきましたが、予定価格を事前公表することにより、最低制限価格を類推し、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること等の問題点もあることから、より適正な競争を確保するため、予定価格を事後公表とすることとしましたのでお知らせします。

2.対象案件

- ・予定価格(税込)130万円以上の建設工事
- ・予定価格(税込)50万円以上の建設関連業務委託

3.実施時期

平成23年10月1日以降の公告案件及び指名通知案件より適用します。

4.不当な情報提供要求の対応について

職員に対して、非公表情報(入札参加業者数及びその名称、予定価格、設計金額、最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格等)を聞き出そうとするなど不当な情報提供要求があったと認められた場合には、当該業者は情報を得たかどうかにかかわらず、指名停止となり、その結果を公表します。

5.法令遵守の徹底

予定価格の事後公表にあたり、管理組合職員については、より一層の法令遵守を徹底していきますので、入札に参加される皆様におかれましても、法令遵守の徹底及び周囲に疑惑や不信を招かれるような行動は厳に慎んでいただくよう、よろしく申し上げます。

6.その他

- ・最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格に変更はありません。
- ・設計内容等に質疑がある場合には、指名通知書又は入札参加資格確認通知書で指定する期間に、総務課業務係に質疑書を提出していただきます。今後は、工事担当課へのお問い合わせはご遠慮下さい。